

入札説明書

【電子入札システム対応】

令和8年度 GOSAT-GW N02 データ処理運用システムの運用業務

令和7年12月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和7年12月8日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 件 名 | 【電子入札システム対応】令和8年度GOSAT-GW N02 データ処理運用システムの運用業務 |
| (2) 契約期間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| (3) 仕様 | 仕様書による。 |
| (4) 履行場所 | 仕様書による。 |
| (5) 入札保証金 | 免除 |
| (6) 契約保証金 | 免除 |

2. 競争参加に必要な資格

- (1) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) その他、次に定める資格を有することを証明した者であること。
 - イ 仕様書8.1に定める業務実績等を有すること。
 - ロ 仕様書8.2に定める資格を有する運用者を配置できること。
 - ハ 仕様書8.3に定める業務実施体制を構築できること。なお、当該体制は仕様書8.4に定める再委託等に係る要件を満たすこと。

3. 入札心得

- (1) 入札参加者は、仕様書及び添付書類を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札後、仕様書及び添付書類についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

4. 電子入札システムの利用

本件調達は電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者のICカードに限る。）を取得していること。

・<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?name1=06A0064006A00600>
また、同システム使用にあたっては、業者番号が発行されている必要があり、8.(1)①の提出の際に必要になる。業者番号発行の手続きについては、以下URLの「電子入札システムの導入について」を参照のこと。

・<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/>
なお、同システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

5. 入札及び開札の日時及び場所

令和8年1月29日（木）14時00分

国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館II 1階 第1会議室
(茨城県つくば市小野川16-2)

6. 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書、添付資料等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書を提出

すること。

①提出期間：令和7年12月8日（月）から令和7年12月22日（月）16時00分まで。

②提出場所：〒305-8506

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係

TEL 029-850-2321 (担当：門川)

③提出方法：電子メールによるデータ（指定様式（※））の送付とする（データ送付先:c hotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（令和8年度GOSAT-GW N02データ処理運用システムの運用業務）（担当：門川）】とすること。
※当研究所WEBサイトに掲載（本公告掲載先と同一ページ）

（2）（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期間：令和7年12月26日（金）10時00分から
令和8年1月29日（木）14時00分まで。

②閲覧場所：当研究所WEBサイト（本公告掲載先と同一ページ）

（3）（1）の質問がない場合、（2）については行わないものとする。

7. 入札参加資格証明書類等の提出

入札に参加しようとする者は、本入札説明書2.（1）及び（6）の証明書類を次に従い提出すること。

（1）提出書類

競争参加に必要な資格	提出書類	備考
2.（1）	全省府統一資格の写し	
2.（6）イ	契約書等（仕様書含む）の写し	
2.（6）ロ及びハ	業務の経歴や資格証明を含む業務実施体制表（任意様式）	仕様書8.2及び8.4に定める事項についても記載すること。

（2）提出期限：令和8年1月19日16時00分

持参する場合の受付時間は、平日の10時から16時まで（12時から13時を除く）とする。

（3）書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。

イ. 提出場所 6.（1）②の場所

ウ. 提出部数 2部（提出書類を綴じ込んだ一式）

（4）電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル（PDF形式）により、電子メールで送信。メールの件名は【入札参加資格証明書類の提出（令和8年度GOSAT-GW N02データ処理運用システムの運用業務）（担当：門川）】とすること。

イ. 提出場所 chotatsu@nies.go.jp

（5）提出された書類による本競争参加の可否については、次の期間までに連絡をする。

①期間：入札日及び開札の2営業日前17時00分。

8. 入札及び開札

（1）電子入札の場合

①電子入札システムにより入札をする予定の者については、同システムにより、入札者又は代理人等の電話連絡先（開札時、開札執行員等からの電話を確実に受けられる番号とすること。）が記載された書類をPDF化し添付の上、7.（2）の日時までに提出すること

②5.の日時までに、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

③入札金額については、1.（1）の業務に関する一切の費用を含めた額とする。

④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額

を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入力するものとする。

- ⑤同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- ⑥入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。
- ⑦事由のいかんにかかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑧入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 紙入札の場合

- ①紙入札での参加については、紙入札方式参加届（別紙1）を7.（2）の日時までに6.（1）②の場所へ持参、郵送又は電子メール（chotatsu@nies.go.jp）により提出すること。
- ②入札書（別紙2）には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。なお、郵送による提出の際は入札書に入札回数（第〇回）を記載すること。
- ③入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- ④入札金額については、1.（1）の業務に関する一切の費用を含めた額とする。
- ⑤落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入札書に記載するものとする。
- ⑥入札書は、別紙の書式により作成し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。
- ⑦入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、入札及び開札日に入札箱に投入すること。
- ⑧当面の間郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札参加者の入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時並びに入札回数（〇回目）を記載して書留郵便（配達証明付）により、次に従い郵送すること。
提出期限：入札及び開札の前日（※）16時00分
※土・日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
提出場所：本入札説明書6.（1）②と同じ
- ⑨入札参加者は、入札書を提出する際には、本入札説明書2.（1）の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ⑩入札参加者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させることは、その委任状（別紙3、4）を持参させなければならない。なお、⑧により入札書を郵送する場合も同様とし、入札書を郵送する際に委任状を同封するものとする。
- ⑪入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑫開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札執行事務に關係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。
- ⑬入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ⑭提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑮入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の

執行を延期し、若しくは取りやめがある。

9. 入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人等の提出した入札書
- (3) 記名を欠いた入札書
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した場合
- (10) その他の入札に関する条件に違反した入札書

10. 落札の決定

本入札説明書2の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11. 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、以下の事項に留意すること。

- ・再度入札の時刻は入札執行者（弊所職員）が指定する（電子入札による応札を行う場合は特に留意すること。）。
- ・再度入札の回数は原則として2回を限度とする。ただし、郵便による入札を行い、開札当日に入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意すること。

12. 同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の3桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書（別紙2）の記載欄に任意の3桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。
- (2) 前項の場合において、数字の指定を行わない者があるときは、職員が任意の数字を入力する。

13. 落札内訳書の提出

- (1) 落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳書は、可能な限り詳細に記載すること。
- (2) 内訳書の様式は自由とする。
- (3) 内訳書は返却しない。

14. 契約書等の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案に記名押印し、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。

(3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

15. その他

(1) 再委託等の制限

落札者は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書（別紙）を書面により申請し、承認を得たときは、この限りではない。

※再委託等の取り扱いについては、仕様書及び「契約における再委託等の取扱いについて」（当研究所HPに掲載）を参照すること。

掲載先：<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/saitaku.pdf>

16. 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

17. 入札結果及び契約情報の公表について

① 入札結果の公表

落札者が決定したときは、その入札結果（落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格）について、開札場において発表するとともに電子入札システム及び入札情報公開システムにおいて公表する予定である。

② 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のWEBサイトにおいて公表する。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のWEBサイトで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること
- イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名
- イ. 当法人との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 提供を求める情報

- ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）

- イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高
- 4) 公表の時期
契約締結日の翌日から起算して原則 72 日以内（4 月中に締結した契約について
は原則 93 日以内）

18. 電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス
: <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/e-bidding/index.html>
ヘルプデスク 0570-021-777 (受付時間: 平日 9:00~12:00 及び 13:00~17:30)
Email: sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

◎添付資料

- ・別紙 1 紙入札方式参加届
- ・別紙 2 入札書
- ・別紙 3 委任状（代理人用）
- ・別紙 4 委任状（復代理人用）
- ・別紙 5 暴力団排除等に関する誓約事項
- ・（各種規程）国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）
- ・（参考） 紙入れに当たっての留意事項
- ・別添 1 契約書（案）
- ・別添 2 仕様書

(別紙1)

年 月 日

紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

下記入札案件について、紙入札方式での参加をいたします。

件名：令和8年度GOSAT-GW N02データ処理運用システムの運用業務

担当者等連絡先
部署名：
担当者名：
責任者名：
TEL：
E-mail：

(別紙2)

入札書

金

円

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 令和8年度 GOSAT-GW N02 データ処理運用システムの運用業務

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。
御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙5の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

T E L :

E-mail :

<記入例>

入札書

金

円

※仕様書で示す業務内容及び業務契約期間に係る一切の費用を記載（電子入札システムでは入力）すること。

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 令和8年度 GOSAT-GW N02 データ処理運用システムの運用業務

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。
御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙5の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

××年××月××日

住 所 ○○県○○市○○1-2-3

商号又は名称 株式会社 △△△△

代表者名 代表取締役

< (復) 代理人 ○○○○ >

※代理人又は復代理人が入札する際は、代表者に代わり
代理人又は復代理人が記名すること

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

T E L :

E-mail :

(別紙3)

年 月 日

委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

今般、私は、 を代理人と定め、令和7年12月8日付け公示された國立研究開発法人國立環境研究所の「令和8年度GOSAT-GW N02データ処理運用システムの運用業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名：

担当者名：

責任者名：

T E L :

E-mail :

(別紙4)

年 月 日

委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所
商号又は名称
氏 名

今般、私は、を復代理人と定め、令和7年12月8日付け公示された國立研究開発法人國立環境研究所の「令和8年度GOSAT-GW N02データ処理運用システムの運用業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先
部署名：
担当者名：
責任者名：
TEL：
E-mail：

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

(各種規程)

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させることができる者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(予定価格の作成)

第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(参考)

紙入札に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について

本調達に関する質問回答書は当研究所WEBサイト（本公告掲載先と同一ページ）で閲覧可能である。

2. 入札書について

入札書については、応札者において適當部数コピーの上、記名し用意すること。

なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。

3. 委任状について

1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。

2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。

4. 資格審査結果通知書の写しを用意すること。

5. 郵送による入札を行う場合においても、資格審査結果通知書の写し等必要書類を提出すること。

(別添1)

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

1. 件 名 令和8年度 GOSAT-GW N02 データ処理運用システムの運用業務
2. 契約金額 総額 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
3. 契約期間 自 契約締結日 至 令和9年3月31日
4. 契約保証金 免除
5. 契約履行の場所及び業務内容 別添仕様書のとおり

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（義務の履行）

第3条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間中に義務を完全に履行しなければならない。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書（別紙）を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

（監督職員）

第5条 甲は、乙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。

- 2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、又は必要な指示を与えることができる。

(業務の報告等)

第6条 甲は、必要と認めたときは、乙に対して業務の実施状況について報告を受け、又は説明を求める等の措置をとることができる。

2 乙は、甲が前項の報告を依頼し、又は書類の提出を求めたときはすみやかにこれに応じるものとする。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第4条、第17条又は第18条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に成果品の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

4 甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った契約金額の全部又は一部を乙に返還させることができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第9条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別

に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) が第8条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

第10条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならぬ。

- 一 甲が第8条又は第9条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
 - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
 - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
 - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
 - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - 六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体(以下「乙等」という。)に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 八 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(報告)

第 11 条 乙は、作業終了後すみやかに甲に作業終了の報告をしなければならない。

(検査)

第 12 条 甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から 10 日以内に検査を行わなければならない。

(契約金の支払)

第 13 条 甲は、前条に定める検査に合格した後、乙から適法な請求書を受理した日から 60 日以内に契約金を支払うものとする。

(損害賠償)

第 14 条 甲は、第 8 条又は第 9 条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(担保責任)

第 15 条 甲は、乙が本契約履行後に提出した成果品について 1 年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(延滞金)

第 16 条 乙は、第 8 条第 4 項の規定による契約金額の返還又は第 10 条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(守秘義務)

第 17 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 18 条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託等する場合における再委託等先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに

甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

- 5 乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第7項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。
- 7 甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 8 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。
- 9 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。
- 10 第1項及び第2項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(本契約に関する疑義の決定)

第19条 この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

(別紙)

再委託等承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第4条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名 :
- 2 契約金額 : 円 (税込み)
- 3 再委託等を行う業務の範囲 :
- 4 再委託等を行う業務に係る経費 : 円 (税込み)
- 5 再委託等を必要とする理由 :
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所 :
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由 :

以上

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

T E L :

E-mail :

仕様書

- 1 件 名 令和 8 年度 GOSAT-GW N02 データ処理運用システムの運用業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日
(運用期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)
- 3 業務実施場所 原則として国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。ただし、NIES 担当者と請負者の責任者いずれかの申し入れによる協議の上、感染症の蔓延や災害等の理由により自宅就業等（いずれの場合も国内の事業場とする。別紙 4「業務実施場所についての補足」も参照のこと。）となる場合も想定する。

4 目 的

NIES は環境省と共同で、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（以下「GOSAT-GW」という。）に搭載の温室効果ガス観測センサ 3 型（以下「TANSO-3」という。）を用いた温室効果ガス観測ミッションを推進している。NIES の GOSAT-GW プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）では、二酸化炭素、メタンに加えて、二酸化窒素（NO₂）の観測を担っている。ミッション要求として、全大気温室効果ガス濃度の監視、国別人為起源温室効果ガス排出量の検証、NO₂ を利用した大規模排出源等のモニタリングを計画している。宇宙基本計画（令和 5 年 6 月 13 日、閣議決定）に基づき、令和 7 年 6 月 29 日に衛星打上げ、その後の衛星定常運用期間は 7 年間の予定である（令和 14 年度（2032 年度）末まで）。NO₂ 観測については、NIES、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「JAMSTEC」という。）及び国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が共同で研究開発を進めている（以下、NIES、JAMSTEC、NICT の総体として頭文字をとって「NJN」という。）。NO₂ 観測の地上系システムについては、GOSAT-GW N02 データ処理運用システム（以下「GNDPS」という。）として、その開発、製造及び試験を実施してきており、令和 7 年（2025 年）中に受入側試験を完了した。GNDPS は、商用クラウド上の計算環境やストレージを利用しておらず、一部、NIES 内のオンプレミスサーバ/ストレージ機や長期アーカイブのための LT0 テープ装置を利用している。業務全体像の理解のため、別紙 1 の図 4-1 に GOSAT-GW/TANSO-3 ミッションにおける各種システム等の関係と運用者の位置付けを示す。GNDPS において、観測される分光放射輝度スペクトル（レベル 1 プロダクト）から大気中のカラム全量（レベル 2 プロダクト）が、濃度導出アルゴリズム（以下「アルゴリズム」という。）に基づき生成される。TANSO-3 観測には、排他的に広域観測（地表面換算の観測幅 900km 以上）と精密観測（観測幅と観測長はともに 90km）があり（3 日回帰で全球をカバーする）、精密観測に対して観測要求がなされる。

本業務では、運用訓練を受講し、要件を満たす GNDPS 運用者（以下「運用者」という。）が GNDPS に係る設備（上記の NIES 内計算環境等と NIES 内業務室）の管理業務と GNDPS の運用業務、及び NO₂ 観測に係る業務を確実に実施すること、また定常運用（令和 7 年（2025 年）10 月開始）期間中、円滑なプロジェクト運営に資することを目的とする。

5 関連文書

以下の文書について、特に指定がない限りにおいては、NIES 担当者が示す最新版を適用すること。また、これらは秘密保持に関する誓約書を提出した者にのみ、一般的なウェブブラウザで閲覧のみ可能な電子文書として開示する（スクリーンショット等は厳禁）。なお、開示は、以下文書の②、③、④、⑤、⑥ 及び 7 業務内容で引用している「仕様書の説明のための図表一式」は誓約書受領後即座に、その他は契約締結後に行うものとする。必要に応じて①については編集が可能な電子ファイルとして開示する。なお、業務契約期間中に改訂があった場合にはその最新版を開示する。

- ① GOSAT-GW N02 データ処理運用システム 運用手順書
- ② NIES GOSAT-GW 温室効果ガス観測ミッション プロジェクト業務定義書
- ③ NIES-NICT GOSAT-GW 温室効果ガス観測ミッション GNDPS プロジェクト業務定義書
- ④ NIES-NICT GOSAT-GW 温室効果ガス観測ミッション GNDPS 運用要求要件書
- ⑤ NIES-NICT GOSAT-GW 温室効果ガス観測ミッション GNDPS 運用設計書
- ⑥ NIES GOSAT-GW 温室効果ガス観測ミッション プロジェクト 情報セキュリティポリシー
- ⑦ NIES-環境省地球環境局 GOSAT-GW TANSO-3 データポリシー
- ⑧ JAXA-NIES GOSAT-GW ミッション運用インターフェース（以下「MOIS」という。）
- ⑨ NIES GOSAT-GW TANSO-3 Product Archive（以下「G3PA」という。） ユーザマニュアル
- ⑩ その他、①において一覧として引用している文書一式

6 前 提

本業務における主な前提条件を、制約となるもの（①、③、⑤、⑥）及び便宜供与となるもの（②、④）

に別けて、次の項目として記載する。

- ① 請負者は、フルタイム（平日日勤帯、8 時間勤務、1 時間昼休憩）の運用者を選定し、契約期間中 NIES 内の業務室（居室仕様、24m²、外線電話あり）にて実務に当てる（運用者は NIES 内では常駐協力業者と呼ばれる。）。11 の情報セキュリティの確保の通り、請負者は、運用者に、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群で定めるベースライン以上の水準を課すこと。なお、NIES が所内の役職員向けに用意しているもの（NIES 全職員に対する情報セキュリティ対策に係る研修や個人情報等保護に係る研修の受講、標的型攻撃メール訓練、など）を受講させることで代えることができる。想定する各運用者のポジション、タスク毎の時間割については 7.2 を参照のこと。業務室の入退室については NIES において発行される IC カードにて記録されることから適切に管理すること（その他、常時入構証、必要に応じて駐車証を発行する。）。また、運用者は、本業務以外の目的で使用しない等、常識的な部屋の管理を行うこと。なお、業務室の火元管理責任者は NIES 担当者とする（ただし、故意による火災のために人的・動産への被害が出た場合は、請負者はその責任を負うこと）。
- ② 運用者には NIES ドメインのメールアドレスを付与するため、本業務にのみ利用すること。また、運用者をグループとしたメーリングリスト（NIES 内では配布グループや業務用アドレスとして利用可能）の作成については NIES 担当者が行う。
- ③ GNDPS を実装する商用クラウドとして、Amazon Web Services（以下「AWS」という。）を利用している。そのため、IaaS（Infrastructure as a Service）として計算環境やストレージ等のハードウェア管理責任はクラウドサービス提供者にあり、OS やミドルウェアについてはユーザである NIES に管理責任がある。OS やミドルウェア管理については NIES が業務委託している GNDPS 開発担当業者が行なっている。また、NIES 内オンプレミス環境については、NIES がハードウェア類及び OS やミドルウェアの物品管理責任を持つ。そのため、本業務に係る運用者の作業は、NIES 内サーバ等の日常的な運用業務（システム監視、長期アーカイブ作成等）、及び、NIES 担当者の了承のもとでの OS 等のアップデート、障害時の要因切り分け・機能回復の作業や停電時の対応等が主なものとなる。
- ④ 運用者が利用する運用端末（ノート PC）については NIES が貸与することとし、運用者が管理（OS 等のアップデートを含む）する。自宅就業等となった場合には、適切な手続きのもと運用端末を持ち出すこと。
- ⑤ GOSAT 第 3 世代データ処理運用システム（以下「G3DPS」という。）と GNDPS との間のデータ伝送異常が発生した場合、その原因が AWS の当該のアベイラビリティーゾーン（以下「AZ」という。）にある場合は、1 週間までは復旧を待つこととする。1 週間以上復旧しない場合（もしくは復旧の見込みが無いと判断される場合）には、外部記憶媒体によるオンラインのデータ授受を運用者が行いつつ、AZ 間での復旧が可能であれば別の AZ で手動にてバックアップからシステムを稼働させる（復旧は GNDPS 開発担当が実施する）。
- ⑥ 令和 7 年度業務からの引継ぎと運用訓練の受講については、令和 8 年の 2 月と 3 月に実施されることを想定し、運用者はそれを受講し、合格する必要がある（別紙 5 を参照）。

7 業務内容

請負者は、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施すること。また、打合せにおける議事録、要処置事項等については、請負者及び NIES 担当者双方にとって参照が容易となるよう適切に管理・保管すること。保管場所については、NIES が貸与する、セキュリティが確保されている商用クラウドを前提とすること。また、運用者業務として各種文書ファイルやデータファイル等については指定された方法にて、文書・データ等管理を行うこと。これらの保管場所についても、NIES が貸与する、セキュリティが確保されているいくつかの商用クラウド（Box と My Redmine を利用中）となる。

7.1 管理業務

7.1.1 計画管理

本業務を円滑に行うため、次の事項を明確にした「実施計画書」（9 の①）を作成し、契約締結日から 10 営業日以内を目途にドラフト版を NIES 担当者に提出し、1 ヶ月以内に正式版の承認を受けること。承認後は、当該計画書に基づき計画管理を行うこと。

- ① 業務概要
- ② 実施組織及び体制
- ③ 実施方針及び方法
- ④ スケジュール
- ⑤ WBS（Work Breakdown Structure）
- ⑥ 作成文書体系及び記載項目
- ⑦ その他、関連事項

7.1.2 業務報告

本契約期間に実施した一連の業務について、その実施結果及び今後の検討課題等の評価を「業務報告書」（9 の②）としてとりまとめ、提出すること。

7.1.3 引継ぎ対応（年度末に請負者が変わる場合のみ、別紙 5 を参照のこと）

本契約期間の最後の 2 ヶ月間（2027 年（令和 9 年）2 月から 3 月）については、7.2 及び 7.3 の運用業務と並行して、次期請負者（一般競争入札にて決定される）への引継ぎ（1 ヶ月間）及び運用訓練（1 ヶ月間）

を行うこと。引継ぎ時間は1営業日当たり2,3時間程度を想定する。運用訓練についても1営業日当たり数時間を想定するが、次期請負業者の技術等にも依存して変動することも念頭に置くこと。なお、訓練教材についてはNIES担当者が提供する。また、本契約期間開始直後の令和8年2月から3月に掛けては、適切に前請負者から引き継ぎを受け、運用訓練を受講し（合格すること）、令和8年4月1日からの定常運用業務に支障をきたさないこと。

なお、7年間に渡る定常運用が予定されていることもあり、周知のため、以降の年度（2027年度（令和9年度）以降）についての方針を記載する。暦年の2月から年度を跨ぎ翌年の3月までの14ヶ月間の運用業務として繰り返す（つまり新旧業者は、引継ぎと運用訓練のため2ヶ月間の重複期間がある）。同じ業者が次期業務も請け負う場合は、契約締結日は2月最初の営業日ではなく、4月1日とする。

7.2 定常及び非定常運用（各処理区分毎）に係る業務

以下の図表については、秘密保持に関する誓約書提出後に開示する「仕様書の説明のための図表一式」にキャプション（図表説明）とともにまとめて示す。「仕様書の説明のための図表一式」は図7-1から図7-5までと、表7-1から表7-2まで、表7-4から表7-17まで構成されている。表7-1に想定される運用時の各種の処理区分を示す。運用者の作業としての定常及び非定常の定義については、表7-2に示す。また、運用者ポジション（役割）について、別紙1の表7-3に示す（SV、OP、RP、運用SEの4つに分類）。プロジェクトに係るアクタについては表7-4に示す。運用者は運用訓練を通じてGNDPS全般に関する業務について十分に理解した上で運用業務を行うこと。GNDPSに係る業務の概要について俯瞰したものを見7-1に示す。定常及び非定常な作業について、主なもののみ以下に列挙する。なお、後述の8の別紙3図8を例として、対応が取れる定常作業についての作業IDを参考までに記す。

- ・NIES内のサーバと運用端末についてEDRソフトウェア（Endpoint Detection and Response）の起動確認。（日次、ADD-01）
- ・レベル1プロダクト及びレベル2プロダクトの取得及び送信状況の確認やレベル2処理状況の確認。（日次、RCV-03等、PRC-N22、ARC-N06）
- ・GNDPSの維持管理に係る作業。（日次、MNT-09）
- ・運用結果の整理・報告。（日次、週次、月次、REP-03、REP-09）
- ・週次報告会、月次報告会、NIN観測要求調整会議の参加及び議事録作成。（週次、月次、REP-10、REP-13、REP-14）
- ・レベル2プロダクト（1ヶ月版）の送信に係る作業。（月次）
- ・長期アーカイブの作成に係る作業。（月次）
- ・レベル2処理に係る中間データの転送作業（NIESとAWS間）。（月次）
- ・異常時の対応。

業務については作業起点となるアクタ毎にまとめたものを表7-5から表7-15に示す。より詳細な作業手順については、5の①を契約締結後に参照のこと。各種データやシステム関連ファイルのバックアップや長期アーカイブの流れについては、一例として図7-2に示す。

7.3 N02観測やアルゴリズムに係る業務（観測要求等）

本業務については、定常運用開始後に一定程度の経験値が必要になると想定されるため、7.2とは別けて記載する（主にRP及びOPの作業）。定常運用開始後の数ヶ月間については、業務内容に対する理解度向上のため、相応の作業量及び作業時間が発生することも想定すること。以下の図表については、「仕様書の説明のための図表一式」にキャプション（図表説明）とともにまとめて示す。図7-3にTANSO-3精密観測に対する観測要求に係る各種の情報やファイル等の流れを示す。1回帰（3日間）内の観測要求回数については全体として100回程度となる。このうち、N02観測に係る回数については、令和8年度中については検証観測に係るものなど数割程度となる。運用者は、「観測要求最適化支援ソフトウェア」等を利用して、「NIN観測要求調整会議」において必要となる結果を毎週提示すること。提示された結果を基にNIN関係者が決定する観測要求を、運用者は観測要求を受付けるWebサイトであるG3PAに入力（もしくは変更）すること。入力の詳しい手順については5の⑨を参照のこと。観測要求に係る基本情報（ファイルやデータ）については図7-4に示す。図7-5に観測要求のフローについて5の⑧からの抜粋を示す。現時点で想定する週毎の作業工程については、表7-16に示す。具体的な作業の流れについては、5の①を契約締結後に参照のこと。

表7-17に定常処理（1ヶ月版）等のデータ送信前に実施する作図ファイル等の確認の流れについて示す。具体的な作業の流れについては、現時点では未決定であるが、週に1度の作業となる予定であり（5の①を契約締結後に参照のこと）、1回の作業時間は30分以下を想定する。

レベル2プロダクトを導出するためのデータベースのひとつであるLUT（図7-1を参照、Look-Up Tableの略でエアマスファクター計算のための事前計算テーブルを意味する）の作成にあたっては、NIESが貸与する計算環境（AWSを想定）、及びLUT作成ソフトウェアを使用して、NIES担当者と協議の上、並列化などの計算時間短縮方法も考慮しながら計算を行うこと。また、LUT作成ソフトウェアの使用にあたっては、その仕様について十分理解し習熟した上で作業にあたること。なお、LUT作成要領については、契約締結後にアルゴリズム管理担当より開示される予定であり、作成自体は1年から数年に一度の予定である。

7.4 情報セキュリティ対策に関わること

別紙2「情報セキュリティ対策に関する覚書（令和8年）」の通り、運用者は、その対策を立てること。請負者は、契約締結と同時にこの覚書を締結すること。

8 業務実施体制及び資格

8.1 業務実績等

請負者は、衛星からの大気観測に関わる地上系データ処理運用システムについての開発、運用、管理等の業務について3年以上の経験を有すること。

8.2 運用者の資格

Microsoft Word、Excel、Outlook、Teams、PowerPoint等のMicrosoft 365を扱えること。また、文書やデータファイル等のやりとりのためにBox及びMy Redmineを扱えること。Windows OSの管理及びその他一般的なアプリケーション（各種ブラウザやPDFファイル閲覧ソフトウェア、画像閲覧ソフトウェア等）を扱った経験があること。さらに、Linux OS（本業務ではUbuntuを利用）の運用経験が3年以上あり、OSのアップデートやIDL（Interactive Data Language）等のソフトウェアのアップデートができること。LTOテープ装置を扱った経験があり、コマンドライン操作によるLTOテープへの書き込み・リストアがされること（LTOテープへの書き込み・リストアコマンドライン操作が未経験の場合、実施できることを示す計画を提示すること）。

8.3 業務実施体制

請負者は、本業務履行可能な体制を整えること。別紙1の表7-3に示す、運用者ポジションとその役割に記載の運用体制及び必要な業務経験・技術等を確保すること。業務の経歴や資格証明を含む「業務実施体制表」（9の③）を提出すること。本業務は、最大2名の運用者が複数ポジションを担うことで実施可能な想定とするが、請負者の判断で業務時間の増減（一時的に最大3名となるなど）は可能とする。また、3名以上の者が週の前半後半に分けて業務を実施するような場合も可能とするが、請負者の責任にて業務に支障が出ないことを、NIES担当者と共に確認すること。同様に、運用者の年次休暇や特別休暇にも配慮するため、3名以上の者が全てのポジションを担えることを推奨する。5の⑤に記載の通り、週の各曜日ににおける時間割（タイムライン）について、別紙3の図8-1から図8-5に例示する。特に、以下の日については定常作業についても2名が必要となる見込みである。国民の祝日及び年末年始により5営業日が確保出来ない週についてはNIES担当者と協議の上、業務の調整をすること。原則として休日勤務は想定しないが、業務の都合上、やむを得ず日勤帯の時間外勤務となる可能性は想定すること。

- ・月次報告資料作成日（M月第1週1日目、Mは任意の月）
- ・月次報告会開催日（M月第1週2日目）
- ・週次報告資料作成日（各週金曜日）
- ・週次報告会開催日（各週月曜日）

業務を進める上で、従来の運用手順に改訂が生じた場合には、5の①の文書改訂（必要に応じてその上位文書の改訂を含む）についてもNIES担当者の了解のもと、実施すること。なお、業務実施体制表に記載の運用者が交代となる場合には、事前に請負者において適切な引き継ぎを実施し、交代初日から業務に支障が出ないことを、NIES担当者と共に確認すること。

8.4 再委託について

請負者は、NIES担当者の承諾のもと、本業務について第三者に委託できるものとする（11の(7)も参照のこと）。再委託をした場合、再委託先の選定、監督及び再委託先が行った作業の結果については、請負者が一切の責任を負うものとする。請負者及び再委託業者については、海外の事業場で従事することを前提とする法人・個人は除く。また、再々委託は禁止する。7.1.3における引き継ぎと運用訓練において、必要に応じて再委託によりGNDPS維持改訂業者からの支援を受けることでもよい。

9 成果物等の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- | | |
|---------------------|----|
| ① 実施計画書 | 1部 |
| ② 業務報告書（*1） | 1部 |
| ③ 業務実施体制表（*2） | 1部 |
| ④ GNDPS運用手順書（*3） | 1部 |
| ⑤ セキュリティ対策表（11の(1)） | 1部 |
| ⑥ 管理体制表（11の(8)） | 1部 |

(*1)50ページ以下を想定。業務契約期間終了までに提出のこと。

(*2)NIESでの環境等整備のためなるべく早く提出のこと。

(*3)手順に改訂が生じた場合のみ。原本は250ページ程度あり。

上記は印刷物1部（両面カラー印刷、A4サイズ、製本不要）の他、電子文書としてBoxを介しても提出すること。

印刷物の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代

替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、以下 URL の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。（<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）

10 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に譲渡するものとし、当該対価は本契約金額に含むものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を使用しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

11 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

（https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf）

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るもの用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- (8) 請負者は、NIES が意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。（再委託がある場合、再委託先含む）
 - ・請負者の資本関係
 - ・請負者の役員等の情報
 - ・請負業務従事者の所属、専門性（情報セキュリティ関連資格・研修実績等）、実績、国籍に関する情報提供
 - ・請負業務の実施場所

12 検査

本業務終了後、10 日以内に NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

13 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

14 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

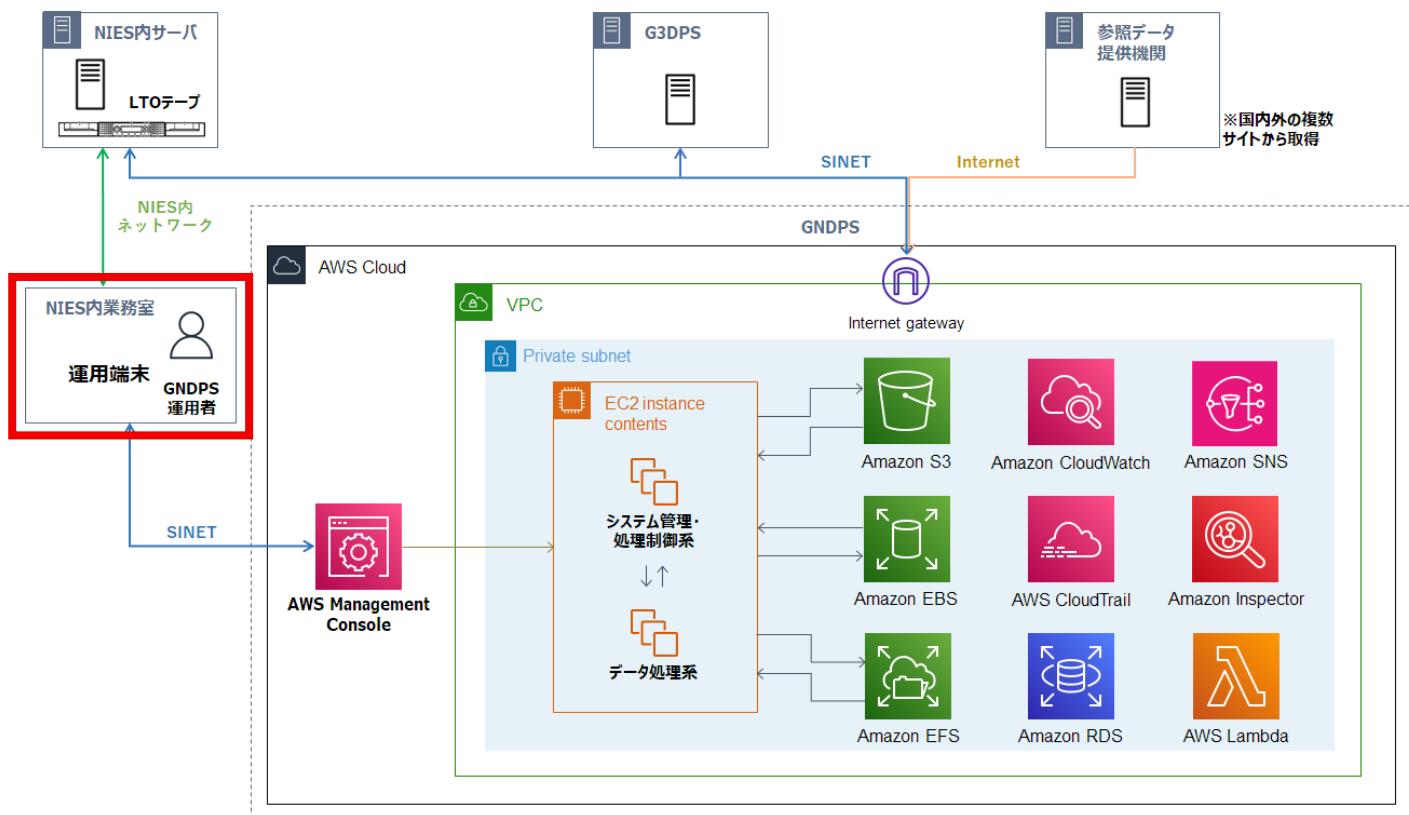


図 4-1 各種システム等の関係と運用者の位置付け。

説明: 図中の G3DPS は、GOSAT 第 3 世代データ処理運用システム。SINET は、学術情報ネットワーク。GNDPS は、G3DPS から、観測された分光放射輝度スペクトルデータ(レベル 1 プロダクト)を取得し、大気中 NO₂ カラム量(レベル 2 プロダクト)を導出する。データ配信のため、レベル 2 プロダクトは G3DPS に送信される。利用する主な AWS のサービスについては、各アイコンにて示している。各種ネットワークの矢印はデータフローの向きを意味し、NIES 内サーバと運用端末への外部からの ssh 接続は不可である。

ポジション	主な役割	必要な業務経験・技術等
運用統括担当 (便宜上、「SV : SuperVisor」という。)	① NIES GOSAT-GW 地上系運用担当 (NO2)、NIES GOSAT-GW 地上系管理担当 (NO2) からの指示・連絡の受付および判断 ② GNDPS 運用業務全般の取りまとめと、OP／RP／運用 SE への実行指示・周知 ③ G3DPS 運用者、GNDPS 開発担当との連絡・調整	1 年以上の、衛星からの大気観測に 関わる地上系システムの運用、情 報システム管理業務の経験を有す ること。OP、RP、運用 SE の業務 も併任できること。
受信/処理/配信担当 (便宜上、「OP : OPerator」という。)	① TANSO-3 L1 プロダクトの取得 ② TANSO-3 L2 プロダクトの作成 ③ TANSO-3 プロダクトの保存・配信 ④ 異常対応 ⑤ 運用結果の整理・報告 ⑥ 付帯作業	1 年以上の、衛星からの大気観測に 関わるシステムの運用または開発 等の経験を有すること。経済産業 省情報処理資格 基本情報技術者 あるいは同等以上の能力を有する こと。TANSO-3 観測についての基 礎知識を既存の学会誌や論文等に より習得していること。
観測要求統合担当 (便宜上、「RP : Request Planner」という。)	① 観測要求の統合と観測要求の G3DPS Web サイト (G3PA) への登録 ② 異常対応 ③ 運用結果の整理・報告 ④ 付帯作業	1 年以上の、衛星からの大気観測に 関わるシステムの運用または開発 等の経験を有すること。経済産業 省情報処理資格 基本情報技術者 あるいは同等以上の能力を有する こと。TANSO-3 観測についての基 礎知識を既存の学会誌や論文等に より習得していること。
システム管理担当 (便宜上、「運用 SE : System Engineer」とい う。)	① GNDPS の維持管理 (機器更新や増強時のサポートを含む) ② TANSO-3 プロダクトの保存・配信 ③ 異常対応 ④ 運用結果の整理・報告 ⑤ 付帯作業 ⑥ LTO テープ (書き込み装置) の管理 ⑦ データのバックアップ ⑧ データのリストア (LTO テープ利用時の読み出し)	3 年以上の、システム構築または運 用等の経験を有すること。情報セ キュリティに精通していること。 経済産業省情報処理資格 応用情 報技術者あるいは同等以上の能力 を有すること。

表 7-3 GNDPS 運用者のポジション（各担当）及び主な役割、必要な業務経験・技術等。

説明：通常、最大 2 名が複数ポジションを担い運用に当たる。

別紙 2

セキュリティ対策に関する覚書(令和7年 10月 30日作成版)

本覚書は、 年 月 日付で、

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)

との間で締結した「令和8年度 GOSAT-GW NO2 データ処理運用システム運用業務」(以下「原契約」という)を実現するにあたって、乙が受託するための前提となるセキュリティ対策作業項目の明細を記述したものです。

本覚書は原契約を補うものです。原契約と本覚書に記載されている内容がセキュリティ対策作業に関する合意内容の全てであり、乙は記載されている内容以上の義務及び責任を負いません。

1. 業務内容

乙は、原契約の仕様書に記述された内容に従って、GNDPS 運用業務を行います。

2. セキュリティ対策に関して

原契約における GNDPS 運用業務のセキュリティ対策は、甲の担当者と乙の業務担当者、GNDPS 開発業者の間で協議し実施します。セキュリティ対策作業は、乙の業務担当者が甲の監督職員の責任の下に作業内容を協議し実施するため、システムの脆弱性に基づくセキュリティ被害が発生した場合、甲の責任で対応をするものとします。

上記のセキュリティ被害とは以下に示す内容をいいますがこれに限定されるものではありません。

ファイルの改竄(ファイルの新規作成や削除を含む)を受けた場合

不正にプログラムが実行された場合

不正侵入された場合

不正にコンピュータ資源を使用された場合

不正に情報を取得・閲覧された場合

不正にサービス停止状態にされた場合

原契約に基づき乙が甲に納入した物品のサービスやプログラム・製品及び使用技術の仕様による場合

(例:回線をあふれさせるような攻撃(DoS 攻撃など)やメール爆弾など)

未知のウィルスや未知の攻撃方法による場合

甲内部及び甲内部の関連者の犯行による場合

納入した物品システムに正規のアクセスで犯行が行われた場合

乙は、甲の監督職員の監督(セキュリティ対策のみに係る)の下、以下のセキュリティ対策作業を実施しま

す。詳細については、仕様書の5関連文書の①GNDPS 運用手順書内で定めるものとします。また、セキュリティ対策作業内容については、必要に応じて甲の監督職員と協議の上、変更されることがあります。この場合、甲及び乙は該当変更内容を手順書に反映させるものとします。

・セキュリティ対策の範囲

原契約のセキュリティ対策の範囲は、令和 8 年 2 月時点で、商用クラウド上 (AWS: Amazon Web Services を利用) に構築された GNDPS 用設備 (以下、「GNDPS クラウド」という)、NIES のコンテナデータセンター内に構築された長期アーカイブ作成等に係る設備 (以下、「GNDPS ローカル」という)、NIES 内の業務室に設定された運用端末 PC (以下、「運用端末」という) を対象とします。計算機設備の追加が発生する場合は、甲の監督職員と協議の上、調整を行い、別途書面を取り交わすものとします。

・セキュリティ対策作業の責任者及び担当者の設定

セキュリティ対策作業の責任者及び担当者を以下とします。

責任者: 甲の監督職員 (国立環境研究所の担当職員名)

担当者: 乙の業務担当者 (請負業者の管理者名)

・セキュリティ被害対策時の連絡体制の設定

乙でセキュリティ被害を確認した場合は、乙の業務担当者から甲の監督職員に連絡し、セキュリティ被害を確認したサーバをネットワークから隔離 (例: ハードウェアの場合は LAN ケーブルを抜く等、クラウド上のシステムの場合は他のシステムへのデータ伝送の停止等) します。連絡体制図は、手順書で定めます。連絡体制に変更がある場合には、速やかに報告を行います。

・セキュリティ対策作業

乙は、甲の監督職員と協議し、以下のセキュリティ対策作業を行います。

① アクセス制限の実施

GNDPS では、アクセス制限として、ユーザの制限、多要素認証の実施、システムに不要な通信プロトコルの停止、アクセス元アドレスの制限、ディレクトリ及びファイルのアクセス制限、不要になったユーザ ID の削除等を行います。具体的には以下の通りです。

- GNDPS クラウド

上記の制限の全てを実施します。この制限の管理は GNDPS 開発業者が行います。

- GNDPS ローカル

上記の制限のうち、ユーザの制限、不要になったユーザ ID の削除等を行います。この制限の管理および root 権限操作などは NIES 職員が行います。

またこれに加えて、国立環境研究所外部ネットワークからのアクセス制限を行います。NIES の内部ネットワークにおいてはアクセス制限を行いません。このネットワーク制限の管理は NIES が行います。

- 運用端末

上記の制限のうち、ユーザの制限、不要になったユーザ ID の削除等を行います。この制限の管理は GNDPS 運用者(乙の業務担当者)が行います。

詳細については、別途手順書で定めます。

② 不正プログラム対策の実施

GNDPS では、甲が購入した不正プログラム対策ソフトウェア(CrowdStrike Falcon)により、不正プログラムによるセキュリティ被害を防ぎます。不正プログラム対策の改善や設定変更が必要な場合は、甲の監督職員と協議し対応します。具体的には以下の通りです。

- GNDPS クラウド

上記の不正プログラム対策に加えて、クラウド上のストレージにアップロードしたファイルについては OSS の不正プログラム対策ソフトウェア(ClamAV)によるセキュリティスキャンを行います。このスキャンは自動で実行されます。

- GNDPS ローカル

上記の不正プログラム対策を行います。

- 運用端末

上記の不正プログラム対策を行います。

③ セキュリティ診断の実施

GNDPS では、セキュリティ診断を定期的に実施し、セキュリティ対策状況を確認します。セキュリティ対策の改善や設定変更が必要な場合は、甲の監督職員と協議し対応します。具体的には以下の通りです。

- GNDPS クラウド

GNDPS 運用者が商用クラウド上にある脆弱性診断サービス(Amazon Inspector¹)による診断結果を定期的(1 回/月)に確認します²。

- GNDPS ローカル

外部公開を行わないため、セキュリティ診断の対象外です。

- 運用端末

外部公開を行わないため、セキュリティ診断の対象外です。

④ ソフトウェアバージョンアップ及び最新 Patch の適用

GNDPS 運用者および GNDPS 開発業者は、GNDPS のセキュリティに係るソフトウェアのバージョンアップや Patch(修正プログラム)を適用します。但し、アプリケーションソフトウェアの動作に影響を及ぼす可能性がある

¹ ソフトウェアの脆弱性や意図しないネットワークへの露出がないかを調べる自動脆弱性管理サービスであり、GNDPSにおいては Amazon Elastic Compute Cloud (EC2) と AWS Lambda 関数の脆弱性をスキャンする。

² AWS のサービス (AWS S3 など) 自体のセキュリティは AWS 側で保証しているが、サービスのネットワーク設定等については AWS の利用者が適切に設定する必要がある。GNDPSにおいて、これらの設定は GNDPS 開発担当が管理する。

ある場合については、事前検証を実施後に、その情報をもって NIES 担当者と協議の上、作業実施の判断を行います。具体的には以下の通りです。

- GNDPS クラウド
GNDPS 開発業者が担当します。
- GNDPS ローカル
GNDPS 運用者が担当します。 ※NIES 職員に承認を得た後、作業を行います。
- 運用端末
GNDPS 運用者が担当します。 ※NIES 職員に承認を得た後、作業を行います。

⑤ 定期的なログの監視

GNDPS 運用者は、定期的(勤務日)なセキュリティログやディスク使用の監視を実施します。具体的には以下の通りです。

- GNDPS クラウド
ディスク使用に関しては、クラウド上のサービスにより監視し、閾値(上限の 80%)を超える場合に自動でアラートメールが送信される。また、定期的な目視での監視も並行して行う。監視の頻度は 1 回／月の予定です。
- GNDPS ローカル
ディスク使用の監視のみ行います。監視の頻度は 1 回／月の予定です。
- 運用端末
ディスク使用の監視のみ行います。監視の頻度は 1 回／月の予定です。

⑥ ウィルス対策ソフトの監視

GNDPS 運用者は、不正プログラム対策ソフトウェアの動作監視を定期的に行います。

- GNDPS クラウド
クラウド上の仮想マシンにおける不正プログラム対策ソフトウェア(CrowdStrike Falcon)について、プロセスが動作していることを確認します(常時起動する仮想マシンについて、1 回／日)。またクラウド上のストレージにおける不正プログラム対策ソフトウェア(ClamAV)については、動作ログを確認します(1 回／週)。
- GNDPS ローカル
不正プログラム対策ソフトウェア(CrowdStrike Falcon)について、プロセスが動作していることを確認します。(1 回／日)
- 運用端末
不正プログラム対策ソフトウェア(CrowdStrike Falcon)について、端末起動時に、ソフトウェアの自動起動を確認します。(1 回／日)

⑦ 管理用 ID のパスワード管理

GNDPS 運用者は、管理用 ID のパスワードを適切に設定し、定期的(1 回／年)、運用業務や開発業者の担当者変更時に更新を行います。具体的には以下の通りです。

- GNDPS クラウド
アクセス時のユーザ ID に紐づくパスワードおよびアクセスキー等について、上記の通り更新を行います。
- GNDPS ローカル
ユーザ ID およびパスワードについて、担当者変更時にのみ変更(追加、削除)します。
- 運用端末
ユーザ ID およびパスワードについて、担当者変更時にのみ変更(追加、削除)します。

⑧ セキュリティ報告の実施

GNDPS 運用者は、月次報告に含める形で以下の内容に関するセキュリティ報告を行います。

- 不正アクセスブロック状況
- ウィルス発見状況
- その他のセキュリティ状況

※具体的には、契約で定めているセキュリティ対策の履行状況、GNDPS クラウド、GNDPS ローカル運用端末に関する不正対策ソフトウェア(CrowdStrike Falcon および ClamAV)からの報告の集計結果、および GNDPS クラウドに関する脆弱性診断サービス(Amazon Inspector)による診断結果。

乙の本覚書違反又は乙の責に帰すべき事由により甲にセキュリティ被害が生じ、これにより甲に損害が発生した場合、甲乙間で賠償額について協議のうえ乙は甲に直接生じた通常の現実的損害を賠償するものとします。ただし、乙の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、特別の事由から生じた損害、逸失利益については賠償責任を負わないものとします。

以上

年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

		M月第1週1日目																					
		UT (JST)	21	22	23		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
NIES GNDP S運用者	NIES GOSAT-GWプロジェクト管理担当(NO2)																						
	NIES GOSAT-GW 地上系運用担当(NO2)																				日次報告の受領(REP-03)		
	NIES GOSAT-GW 地上系管理担当(NO2)																						
	スーパーバイザー(SV)																				運用結果の日次報告(REP-03)		
	オペレータ(OP)																				TANSO-3 L1プロダクトの取得状況の確認等(RCV-03、RCV-04、RCV-05、RCV-09) 処理状況監視(PRC-N22) TANSO-3 L2プロダクト(NO2)等のG3DPSへの提供状況の監視(ARC-N06) 月次報告資料の作成(REP-07、REP-08)		
	運用システムエンジニア(運用SE)																				TANSO-3 L1プロダクトの取得状況の確認等(RCV-03、RCV-04、RCV-05、RCV-09) 処理状況監視(PRC-N22) TANSO-3 L2プロダクト(NO2)等のG3DPSへの提供状況の監視(ARC-N06)		
	観測要求調整担当(RP)																				月次報告資料の作成(REP-07、REP-08) 日次報告資料の作成(REP-01、REP-02)		

図 8-1 日次の定常作業タイムラインの一例。

説明：実質の運用者人数が何名で成立するのかをチェックするために、各作業項目を曜日毎、時間毎に割り振ったもの。

M月第1週1日目、月曜日を想定したもの（Mはある月）。

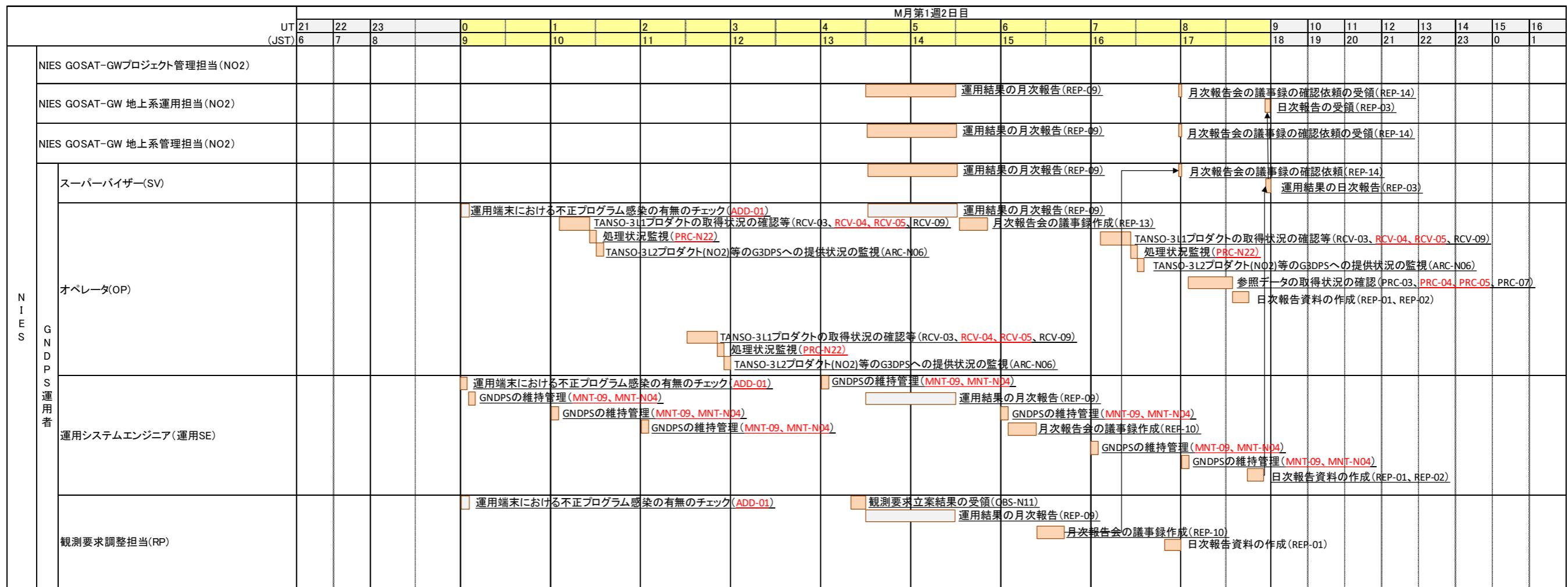


図 8-2 図 8-1 と同じだが、M月第1週2日目、火曜日を想定したもの。

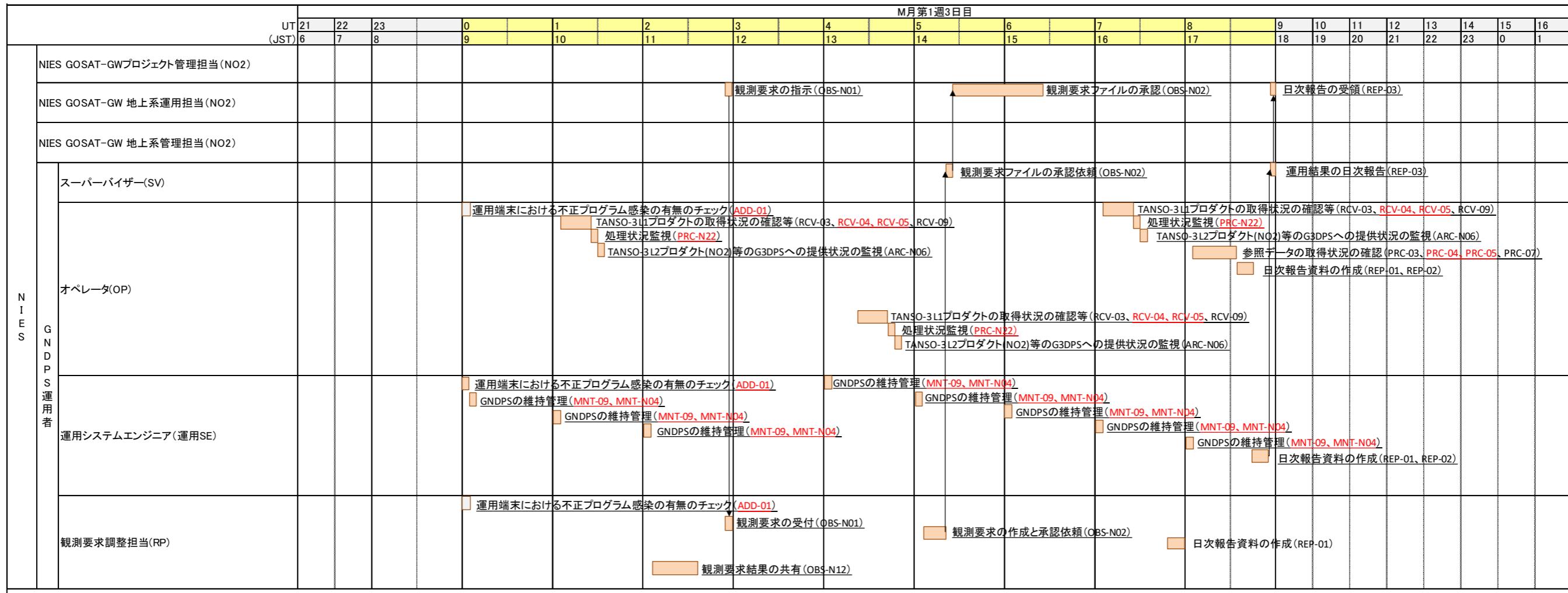


図 8-3 図 8-1 と同じだが、M月第1週3日目、水曜日を想定したもの。

		M月第1週4日目																					
		UT (JST)	21	22	23		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
NIES GNDP 運用者	NIES GOSAT-GWプロジェクト管理担当(NO2)																						
	NIES GOSAT-GW 地上系運用担当(NO2)																				日次報告の受領(REP-03)		
	NIES GOSAT-GW 地上系管理担当(NO2)																						
	スーパーバイザー(SV)																				運用結果の日次報告(REP-03)		
	オペレータ(OP)																				TANSO-3 L1プロダクトの取得状況の確認等(RCV-03、RCV-04、RCV-05、RCV-09) 処理状況監視(PRC-N22) TANSO-3 L2プロダクト(NO2)等のG3DPSへの提供状況の監視(ARC-N06)		
	運用システムエンジニア(運用SE)																				参照データの取得状況の確認(PRC-03、PRC-04、PRC-05、PRC-07) 日次報告資料の作成(REP-01、REP-02)		
	観測要求調整担当(RP)																				日次報告資料の作成(REP-01)		

図 8-4 図 8-1 に同じだが、M月第1週4日目、木曜日を想定したもの。

		M月第1週5日目																					
		UT (JST)	21	22	23		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
NIES GNDPS 運用者	NIES GOSAT-GWプロジェクト管理担当																						
	NIES GOSAT-GW 地上系運用担当(NO2)																				日次報告の受領(REP-03)		
	NIES GOSAT-GW 地上系管理担当(NO2)																						
	スーパーバイザー(SV)																				運用結果の日次報告(REP-03)		
	オペレータ(OP)																				TANSO-3L1プロダクトの取得状況の確認等(RCV-03、RCV-04、RCV-05、RCV-09) TANSO-3L2プロダクト(NO2)等のG3DPSへの提供状況の監視(ARC-N06) 参照データの取得状況の確認(PRC-03、PRC-04、PRC-05、PRC-07) 日次報告資料の作成(REP-01、REP-02)		
	運用システムエンジニア(運用SE)																						
	観測要求調整担当(RP)																						

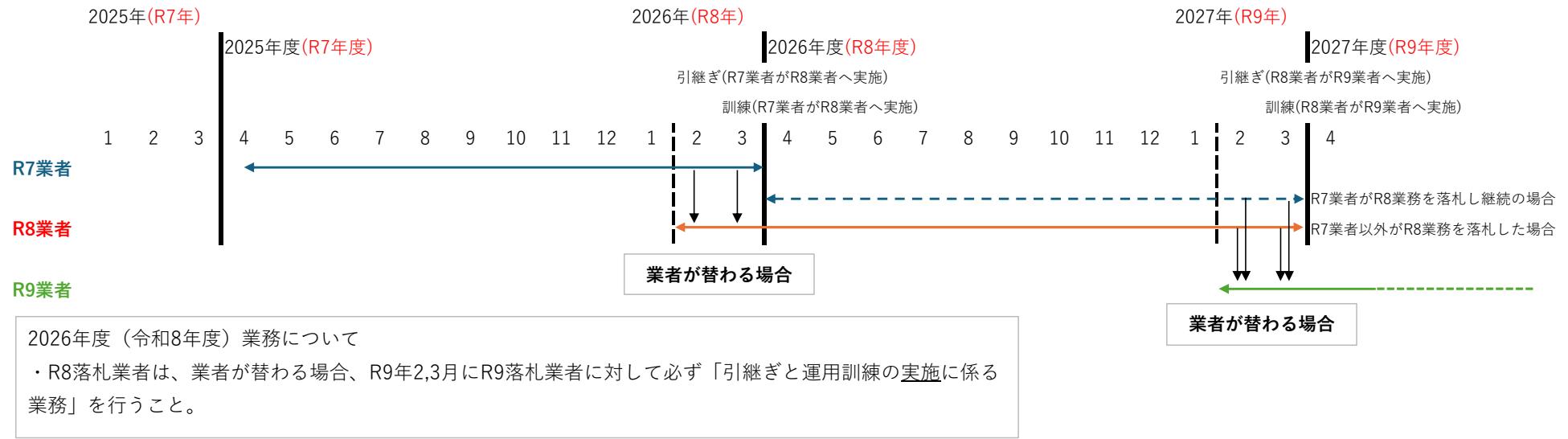
図 8-5 図 8-1 に同じだが、M月第1週5日目、金曜日を想定したもの。

別紙 4

業務実施場所についての補足

請負者は、GNDPS 運用者の業務実施場所が請負者の事業場もしくは GNDPS 運用者の自宅等となる場合には、以下の全項目について制約を課すこと。

1. 請負者の事業場で作業するのと同等程度以上のセキュリティ水準を確保できること。
2. 回線は、請負者が契約している業務用回線、または、個人契約している有償回線であり、公共 Wi-Fi やフリーWi-Fi 等ではないこと。
- さらに、運用端末の画面を見られたり、オンライン会議における会話を聞かれたりしないことに配慮するため、
3. 文字通り自宅(又はそれに準ずる個室等)であり、公共の場所(駅、電車内、飲食店のオープンスペース、等)ではないこと。
4. 場所は一定程度の分離・隔離が可能で接触を制限できること。可能な限り施錠可能な状態とし、家族等であってもその接触を制限できること。



説明：本業務の引継ぎについての補足（図示）

秘密保持に関する誓約書

_____ (以下「甲」という。) は、国立研究開発法人国立環境研究所 (以下「乙」という。) から提供される秘密情報の取扱いに関し、以下の条項を遵守することを誓約する。

第1条 開示目的・開示対象

甲は、乙から開示を受ける秘密情報の開示対象が次の目的のために限定して開示されるものであることを了解し、秘密情報をこれ以外の目的のためには一切使用しないことを誓約する。

目的 : 「令和8年度 GOSAT-GW N02 データ処理運用システムの運用業務」の一般競争入札への参加

対象 : 上記仕様書の説明のための図表一式、NIES GOSAT-GW 温室効果ガス観測ミッション プロジェクト業務定義書、NIES-NICT GOSAT-GW 温室効果ガス観測ミッション GNDPS プロジェクト業務定義書、NIES-NICT GOSAT-GW 温室効果ガス観測ミッション GNDPS 運用要求要件書、NIES-NICT GOSAT-GW 温室効果ガス観測ミッション GNDPS 運用設計書、NIES GOSAT-GW 温室効果ガス観測ミッション プロジェクト 情報セキュリティポリシー (これらは本誓約書受領後即座に仕様書に従い開示)
GOSAT-GW N02 データ処理運用システム 運用手順書、及びその引用文書、NIES-環境省地球環境局 GOSAT-GW TANS0-3 データポリシー、JAXA-NIES GOSAT-GW ミッション 運用インターフェース、NIES GOSAT-GW TANS0-3 Product Archive ユーザマニュアル (これらは契約締結後に仕様書に従い開示)

第2条 定義

本誓約における秘密情報とは文書、口頭及びその他の方法によるることを問わず、乙が秘密として指定した上で開示される第1条に定める対象で、公には入手できない情報をいう。ただし、開示された情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 乙より開示された時点で、既に公知となっていた場合
- (2) 乙より開示された後、甲の責によらず公知となった場合
- (3) 乙より開示された時点で、既に甲が秘密保持義務を負うことなく保有していた場合
- (4) 乙より開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した場合
- (5) 正当な権限を有する第三者から開示を要請された場合

第3条 秘密情報の使用

甲は、前条の目的のために秘密情報を知る必要のある自己 (甲については、自己の実質的な親会社も含む。) の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。

また、乙からの書面による事前の同意を得ることを条件に、第 1 条の目的のために秘密情報を知る必要のある業務委託先等の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。この場合においても、甲は、秘密情報の使用に関して乙に直接の責任を負うとともに、かかる役員及び従業員に秘密情報の機密性を知らせ、明示の秘密保持契約書または就業規則により本誓約と同様以上の秘密保持義務を負わせるものとする。

第 4 条 秘密情報の破棄

甲は、「令和 8 年度 GOSAT-GW N02 データ処理運用システムの運用業務」の一般競争入札終了後、直ちに秘密情報の使用を止めることとする。その上でコンピュータ等のすべての記憶媒体から秘密情報を除去した上使用不能にし、また、開示当事者の指示に従い、秘密情報を開示当事者に返却または破棄するものとする。ただし甲が、「令和 8 年度 GOSAT-GW N02 データ処理運用システムの運用業務」の請負者となった場合には、契約締結終了日以降に発効する。令和 9 年度以降も継続して請負者となった場合には、最終の契約締結終了日以降に発効する。

第 5 条 一般条項

(1) 持出の制限

甲は、いかなる手段を持ってしても秘密情報を日本国外に持ち出してはならない。

(2) 救済処置

甲は、自ら又はその業務委託先等が秘密情報を本誓約に違反した方法で使用、複製、配布若しくは開示した場合又はそのおそれのある場合に乙が講ずる当該使用、複製、配布若しくは開示を予防し又は中止させるための適当な救済処置に従うことに同意する。

(3) 損害賠償

甲は、自ら又はその業務委託先等が本誓約に違反したことにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(4) 準拠法・裁判管轄

本誓約は日本法に準拠するものとし、本誓約の有効性及び解釈に関する全ての紛争についての専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

第 6 条 有効期間

本誓約の有効期間は、乙から秘密情報の開示を受けた日から発生し、「令和 8 年度 GOSAT-GW N02 データ処理運用システムの運用業務」の一般競争入札終了後もなお有効に存続するものとする。

令和 年 月 日

甲：住所

社名

代表者名

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

TEL：

E-mail：